

## とりぎんアンサー振込・振替サービス「都度指定方式」利用規定

とりぎんファームバンキングサービス、または、とりぎんホームバンキングサービスのお申込人(以下「契約者」という)の占有管理する端末機(以下「端末機」という)と当行のコンピューターとをオンライン接続し、ご利用にあたっては、本規定によりお取り扱いさせていただきます。

### 1. (取引の範囲)

- (1)振込・振替サービス「都度指定方式」は、端末機による依頼にもとづき、依頼日の翌営業日以降10営業日以内の営業日で契約者が指定する日に、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」という)より、ご指定金額を引落しのうえ、契約者が都度指定した当行本支店または他行の預金口座(以下「都度入金指定口座」という)へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2)支払指定口座は利用申込書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとします。

### 2. (振込または振替の受付等)

- (1)振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて操作してください。
- (2)当行で受信した支店番号・預金の種類・口座番号(以下「会員番号」という)および暗証番号が、届出の会員番号、暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし振込・振替の取扱いを行います。
- (3)ご依頼の内容については、当行が1件ごとに振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4)ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5)支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、またはカードローン規定にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6)本サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額は、当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。  
また、本サービスの利用時間は、当行の定めた時間内とします。
- (7)以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。  
イ. 振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。  
ロ. 他行あて振込において、あらかじめお届けいただいた振込限度額を超えるとき。  
ハ. 支払指定口座が解約済のとき。  
ニ. 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。  
ホ. 差押等やむを得ない事情により、当行が支払指定口座の支払いを不相当と認めるとき。
- (8)振込取引において、都度入金指定口座への入金ができない場合には当行よりの連絡により組戻しの手続処理をお願いします。
- (9)支払端末による以来確定語、取消を行う場合には、組戻し手続きにより処理願います。  
依頼内容の変更または依頼の取りやめを行うときは、振込・振替指定日の前営業日前までに限り、端末機によって当行所定の方法により行うことができます。

### 3. (振込・振替取引の確認)

- (1)本サービスによる取引後は、すみやかに預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。なお、毎月所定の日の前月分のご利用明細をお送りしま

すので、お取引の内容をご確認ください。

万一取引内容に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店へご連絡ください。

- (2)取引内容に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

### 4. (免責事項)

- (1)当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)本サービスの利用にあたり、当行が受信した会員番号、暗証番号と届出の会員番号、暗証番号との一致を確認し、意思確認コードを受信のうえ取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

### 5. (届出事項の変更等)

暗証番号、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 6. (手数料)

- (1)本サービスにより振込む場合は、当行所定の振込手数料をお支払ください。
- (2)上記(1)の手料金は、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日に自動的に引落します。この引落しについては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。

### 7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、カードローン規定、および、とりぎんファームバンキングサービス利用規定、とりぎんホームバンキングサービス利用規定により取扱います。

### 8. (利用期間)

このサービスの当初利用期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、利用期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

### 9. (解約)

本サービスは、契約者または当行の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、本サービスによる振込または振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

### 10. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上